

第3節 百貨店等

百貨店等とは、百貨店やスーパーマーケットなどの物品販売店舗をいいます。不特定の人が大勢出入りし、商品などの可燃物が大量に収容されているこれらの建物では、一度火災が発生すると大惨事を招く可能性があります。

このことから、百貨店等では、喫煙・裸火使用・危険物品持込みのすべての行為が禁止されています。



百貨店

1 禁止される場所と禁止される行為

(1) 禁止される場所の範囲等

百貨店等の用途として使用される場所の床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合、その場所は、規制対象となります。(従業員用事務所や従業員用食堂などの顧客が利用しない部分も床面積に含めます。)

また、手荷物一時預り所や店内案内所などの百貨店等の顧客等のための施設で、百貨店等と管理権原者が同一である場合は、その部分も百貨店等として規制されます。

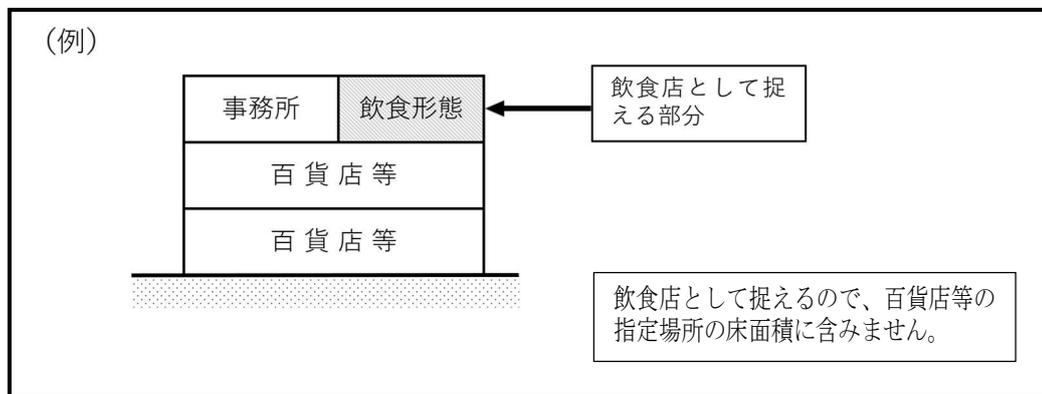
ただし、例外として次に掲げるものがあります。

ア 百貨店等の顧客等が利用する飲食の用に供する部分

→ 百貨店等の指定場所の床面積に含みません。しかし、飲食店等として規制される場合があります。

イ 百貨店等の顧客等が利用する自動車車庫・駐車場部分

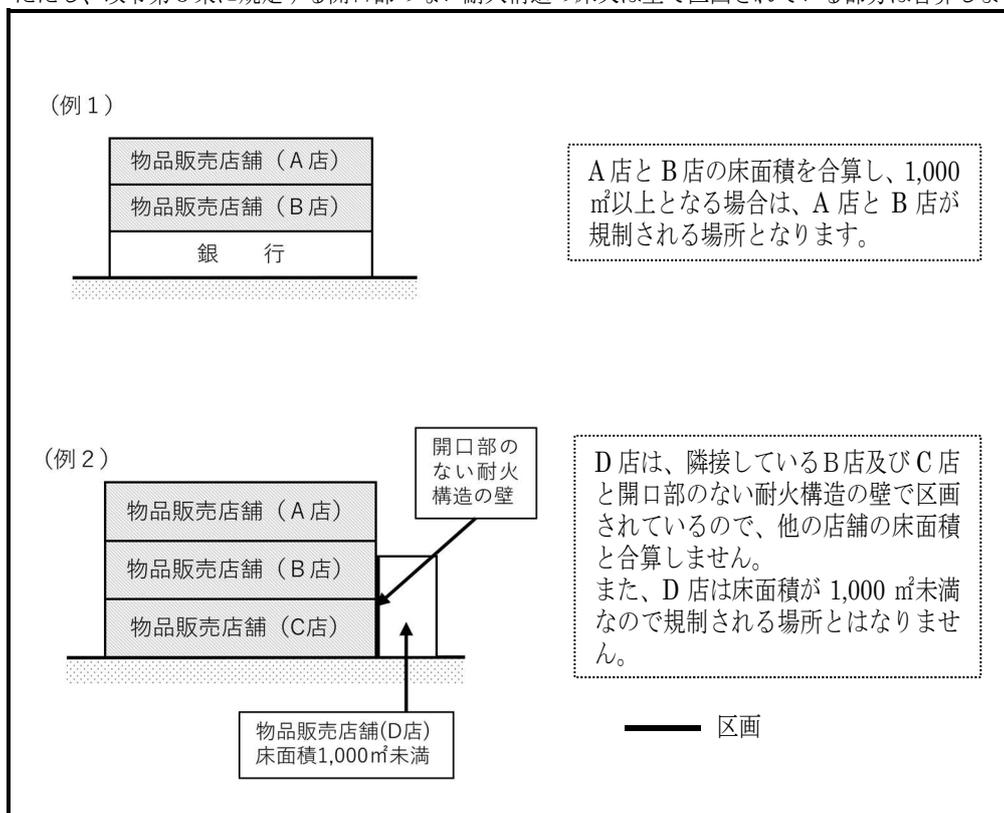
→ 百貨店等の指定場所の床面積に含めます。また、自動車車庫・駐車場として規制される場合があります。



## 第2章 第3節 百貨店等

なお、一つの建物内に管理権原者の異なる複数の物品販売店舗がある場合は、原則として全ての物品販売店舗の床面積を合算します。

ただし、政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている部分は合算しません。



### (2) 禁止される場所

百貨店等のうち喫煙・裸火使用・危険物品持込みが禁止される場所は、「売場」及び「通常顧客の出入りする部分」です。

ア 「売場」は、次の(ア)及び(イ)の部分です。

(ア) 物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分

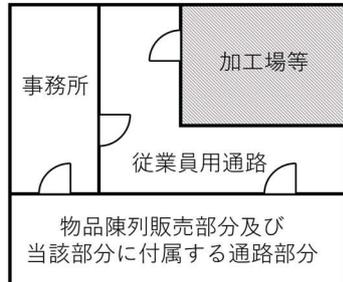
(イ) (ア)に隣接する次に掲げる部分

a 食料品の加工場及び各種物品の加工修理場（以下「加工場等」という。）。ただし、当該部分が不燃区画（開口部は常時閉鎖式の防火設備とする（当該部分にスプリンクラー設備が設置されている部分を除く。）。）されており、(ア)の部分に対して、はめごろし窓以外の直接面する開口部を有していない場合を除く。

b ストック場。ただし、当該部分が不燃区画されており、(ア)の部分に対して、はめごろし窓以外の直接面する開口部を有していない場合を除く。

(例) 加工場等が売場から除かれる場合

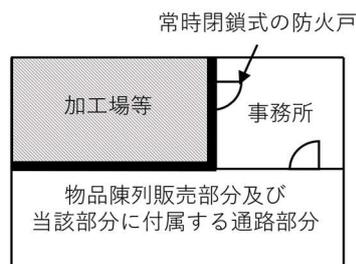
(例1)



 指定場所から除かれる加工場等

「加工場等」は、「物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分」と隣接していない。

(例2)



 不燃区画  
 指定場所から除かれる加工場等

「加工場等」は、「物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分」に隣接しているが、「物品陳列販売部分及び当該部分に付属する通路部分」に、はめごろし窓以外の直接面する開口部を有しておらず、「加工場等」全体が不燃区画（開口部は常時閉鎖式の防火設備）されている。

※ 「加工場等」にスプリンクラー設備が設置されている場合は、防火設備を常時閉鎖式とする必要はありません。

**注意**

「物品陳列販売部分及びその間の通路」に隣接している加工場等を売場から除くために設けた防火設備の周囲には、閉鎖障害（ドアストッパーの設置、台車の放置など）となるようなものを置かないよう維持管理を徹底しましょう。

**【常時閉鎖式の防火設備とは】**

常に閉鎖状態を保つ構造の防火設備です。（直接手で開けることができ、自動的に閉鎖する自動閉鎖装置が取り付けられています。）

## 第2章 第3節 百貨店等

イ 「通常顧客の出入りする部分」は、次に掲げる部分です。

- (ア) 物産展、展覧会等を行う催事場
- (イ) 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分
- (ウ) 通路、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩所等であ、(ア)以外の顧客の利用に供する部分
- (エ) ア、(ア)の部分又は(ア)から(ウ)までの部分に隣接している次に掲げる部分。ただし、当該部分が不燃区画されている場合を除く。
  - a 写真の現像、洋服等の仕立て、クリーニング等の各種承り所
  - b 手荷物一時預り所、買物品発送所、店内案内所等のサービス施設
  - c 美容室、写真室、貸衣装室、生活教室等で利用形態が一体をなしている事業所

(3) 禁止される行為

百貨店等の「売場」及び「通常顧客の出入りする部分」では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みのすべての行為が禁止されています。

ただし、「危険物品」に該当する物品であっても、必要最小限の範囲であれば規制対象とはされない場合があります。

第1章、第3節、3 危険物品とは、【危険物品持込みから除外される行為】を参照してください。

場 所	喫 煙 ※2	裸火使用	危険物品持込み
売 場 ※1	×	×	×
通常顧客の出入りする部分 ※1	×	×	×

[×：禁止]

※1 百貨店等の用途として使用される場所の床面積の合計が1,000㎡未満のものを除く。

※2 喫煙設備を設けた売場及び通常顧客の出入りする部分での喫煙は禁止されません。

**火薬類・がん具煙火に係る規制**

百貨店等では、がん具煙火を陳列販売することが想定されますが、火薬類又はがん具煙火に係る規制は、下表のとおり、条例第23条のほか、条例第26条においても規定されていることから、適切な管理をする必要があります。なお、火取法の規定に基づく規制については、関係機関に確認してください。

	条例第23条（百貨店等の場合）	条例第26条
規制概要	指定場所となる百貨店等（床面積の合計が1,000㎡以上のもの）に火薬類又はがん具煙火を持ち込む行為を危険物品持込みとして規制しています。	がん具用煙火の消費、貯蔵、取扱いについて規制しています。
規制場所	売場及び通常顧客の出入りする部分	消費 →可燃物や危険物等の近くの場所など（屋内及び屋外） 貯蔵及び取扱い →炎、火花又は高温体の近くの場所及び直射日光の当たる場所（屋内及び屋外）
必要な措置	<p>売場及び通常顧客の出入りする部分（直接外気に開放された催事場等は除く。）には、火薬類を持ち込むことはできません。</p> <p>ただし、火薬類のうち、がん具用煙火（SFマークの付されたもの）を陳列販売する目的で売場に持ち込む場合は、総薬量が5kg未満（1の解除単位あたり）であれば、持ち込むことができます。</p> <p>※ 総薬量には、売場として取り扱われた場合の加工場等やストック場の在庫保管品も含まれます。</p>	<p>消費 →消費することはできません。</p> <p>貯蔵及び取扱い →総薬量ごとに下欄に掲げる措置をとる必要があります。</p>
		<p><b>総薬量が5kg未満の場合 ※</b> 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けて、保管しなければなりません。</p>
		<p><b>総薬量が5kg以上25kg以下の場合 ※</b> 炎、火花又は高温体との接近及び直射日光を避けるとともに、ふたのある不燃性の容器に入れる又は防災処理を施した覆いをして、保管しなければなりません。</p>
		 <p>陳列販売棚正面に設けた「防災処理を施した覆い」</p>  <p>「ふたのある不燃性の容器」</p>

※ クラッカーボールについては、他のがん具用煙火と比較して衝撃、摩擦等に弱く危険性が高いため、「総薬量が5kg未満の場合」を「総薬量が1kg未満の場合」に、「総薬量が5kg以上25kg以下の場合」を「総薬量が1kg以上5kg以下の場合」にそれぞれ読み替えます。

クラッカーボール	<p>細かい小砂利等に爆薬をまぶし、これを紙又は木粉、パルプ等で外周を球形に固め、地面等に投げつけた際の衝撃によって爆発音を発するもので、五色玉、カンシヤク玉とも呼ばれています。</p> 
----------	--

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込厳禁等の標識の設け方

標識は下表を例に、顧客、入場者及び利用者の見やすい箇所に設けます。

標 識	設置箇所
禁 煙	・顧客、入場者、利用者用の入口
火気厳禁	
危険物品持込厳禁	
全面禁煙	・当該防火対象物又は指定場所の入口等

3 解除承認について

(1) 禁止場所と禁止行為

百貨店等の売場及び通常顧客の出入りする部分では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、解除の基準に適合している場合には解除承認を受けることができます。

場 所	喫 煙	裸火使用	危険物品持込み
売 場	否	可	可
通常顧客の出入りする部分	否	可	可

※「可」…解除承認を受けることが可能です。

「否」…解除承認を受けることができません。

(2) 解除承認を受けられる範囲

解除を受けるための基準は次表のとおりです。

百貨店等			
指定場所	禁止行為の種類	解除の基準	
		大規模な百貨店等の場合	大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合
売場	喫煙	認めないものとする。	
	裸火使用	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 使用する場所は、物品の陳列販売部分以外であること。</p> <p>(2) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(3) 消火器具を設ける★1こと。</p> <p>(4) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(5) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること★2、★3（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★4を除く。）。</p> <p>(6) 危険物品その他の可燃性の可燃物★5から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★6を除く。）</p>	<p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離★7が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 使用する場所は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 売場外周部に隣接して防火区画されている★8こと。ただし、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限り、以下同じ。）のみを使用する場合には、防火区画とする必要はないものとする。</p>
			<p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離★7が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 使用する場所は、不燃区画されていること。ただし、最大消費熱量12kW以下の簡易湯沸設備（日本産業規格又は火災予防上これと同等以上の基準に適合したものに限り、以下同じ。）のみを使用する場合を除く。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量は同一解除</p>

<p>売場</p>	<p>裸火使用</p>	<p>(イ) 階ごとに1か所★9であること（使用する場所が連続的に複数ある場合は、その一団を1か所★10とみなすことができる。）。ただし、次に定める設備等が設けられている場合には、階ごとに複数箇所を使用する場所とすることができる。</p> <p>a 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に附属する天蓋及び排気ダクトの排気取入口には、火炎の伝走を防止できる装置としてのフード用等簡易自動消火装置★11が設置されていること。</p> <p>b 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、当該設備又は附属配管部分に地震動等により作動する安全装置（消火装置又は燃料供給停止装置）が設置されていること。</p> <p>(ウ) 防火区画の面積は、150 m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p>(エ) スプリンクラー設備又はハロゲン化物消火設備が設けられていること。</p> <p>イ 気体燃料を熱源とするものは、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 消費量は1個につき58kW以下であり、総消費量はアに規定する使用する場所ごとに175kW以下であること。ただし、防火区画されていない場所で、最大消費熱量が12kW以下の簡易湯沸設備を使用する場合の総消費量は、同一解除単位</p>	<p>単位内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して175kW以下であること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(3)アに規定する使用する場所の要件を満たしている場合は、総消費量を、使用する場所ごとに175kW以下とすることができる。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置★12が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料5kg以下であること。</p>
-----------	-------------	--	---

	<p>裸火使用</p>	<p>内に存する通常顧客の出入りする部分における消費量と合算して 175kW 以下とすること。</p> <p>(イ) ガス過流出防止装置又は<b>ガス漏れ早期発見のための装置★12</b>が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>(ウ) 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>ウ 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分における使用量と合算して1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料 5kg 以下であること。</p>	
<p>売場</p>	<p>危険物品 持込み</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火器具を設ける<b>★1</b>こと。</li> <li>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</li> <li>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち<b>危険物</b>については水平距離で6m以上（危険物のうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上）、<b>その他の危険物品</b>については水平距離で3m以上離れていること<b>★2、★3</b>（耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合<b>★13</b>を除く。）。</li> <li>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること（<b>不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★6</b>を除く。）。</li> <li>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</li> <li>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して次に掲げるものであること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</li> <li>(3) <b>可燃性ガス容器</b>（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） <b>★14</b></li> </ol> </li> </ol>	

売場	危険物品 持込み	<p>容器の許容充填ガス質量の合計が5kg 以下であること（容器の個数は問わないものとする。）★15。</p> <p>7 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 大規模な百貨店等の場合は売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の場合の欄2(3)アを、大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合は売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等以外の百貨店等の場合の欄2(3)アを、それぞれ準用すること。</p> <p>(2) 大規模な百貨店等で、気体燃料及び固体燃料を熱源とする火気使用設備器具等の使用場所を複数箇所設けることが認められている場合は、揚げ物を調理する厨房設備器具に、調理油の温度が過度に上昇した時に自動的に熱源を停止する装置等を設置すること。</p>
通常顧客の出入りする部分	喫煙	認めないものとする。
通常顧客の出入りする部分	裸火使用 (催事場等)	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 周囲の可燃物の転倒、落下等のおそれがないこと。</p> <p>(2) 消火器具を設ける★1こと。</p> <p>(3) 従業員等による監視、消火、使用後の点検等の体制が講じられていること。</p> <p>(4) 出入口及び階段等から水平距離で5m以上離れていること★2、★3（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★4を除く。）。</p> <p>(5) 危険物品その他の易燃性の可燃物★5から水平距離で5m以上離れていること（不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★6を除く。）。</p> <p>2 火気使用設備器具等を使用するもの</p> <p>(1) 電気を熱源とするもの、気体燃料を熱源とするもの及び固体燃料を熱源とするものに限ること。</p> <p>(2) 条例第3章において可燃物との火災予防上安全な距離★7が定められているものであって、当該距離以上の距離を確保していること。</p> <p>(3) 気体燃料を熱源とするものは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 消費量は1個につき58kW以下であること。</p> <p>イ 総消費量は同一解除単位内に存する売場における消費量と合算して175kW以下とすること。ただし、売場の部裸火使用の項大規模な百貨店等の欄2(3)アに規定する使用する場所に該当する場所を除く。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置★12が設置されていること（カートリッジ式のものを除く。）。</p> <p>エ 液化ガスは、カートリッジ式の燃料容器であること。</p> <p>(4) 固体燃料を熱源とするものを使用する場合の使用量は、同一解除単位内に存</p>

通常顧客の出入りする部分	裸火使用 (催事場等)	<p>する売場における使用量と合算して1日につき木炭 15kg、練炭 10kg、豆炭 5kg、その他の固体の燃料5kg 以下であること。</p> <p>3 直接外気に開放された部分における使用については、2の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>	
	裸火使用 (事業所)	<p>1 通常顧客の出入りする部分の部裸火使用(催事場等)の項1及び2(2)によること。</p> <p>2 電気を熱源とするものに限ること。</p>	<p>通常顧客の出入りする部分の部裸火使用(催事場等)の項1及び2によること。</p>
	危険物品 持込み (催事場等)	<p>1 消火器具を設ける★1こと。</p> <p>2 従業員等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 出入口及び階段等から、危険物品のうち危険物については水平距離で6m以上(危険物のうち危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までに定めるものを貯蔵し、又は取り扱うものについては3m以上)、その他の危険物品については水平距離で3m以上離れていること★2、★3(耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★13を除く。)</p> <p>4 裸火を使用する場所から水平距離で5m以上離れていること(不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合★6を除く。)</p> <p>5 保管する場合は密栓することとし、他の物品と隔離すること。</p> <p>6 解除される範囲は、同一解除単位内に存する売場と合算して次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 危険物 危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第7に定める数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。)</p> <p>★14 容器の許容充填ガス質量の合計が5kg 以下であること(容器の個数は問わないものとする。)★15。</p> <p>7 直接外気に開放された部分における使用については、6の規定にかかわらず、催事等のために必要最小限の範囲内であること。</p>	
	危険物品 持込み (事業所)	<p>1 通常顧客の出入りする部分の部危険物品持込み(催事場等)の項1から6までによること。</p> <p>2 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みについては、煮沸行為(揚げ物をする行為を含む。)を伴わないものに限ること。</p>	<p>通常顧客の出入りする部分の部危険物品持込み(催事場等)の項1から6までによること。</p>

★1 「消火器具を設ける」とは？

ア 消火器具は、持ち込む危険物品の種類など、禁止行為の内容を勘案して最も適した消火器具を選び、使いやすい位置に置きます。

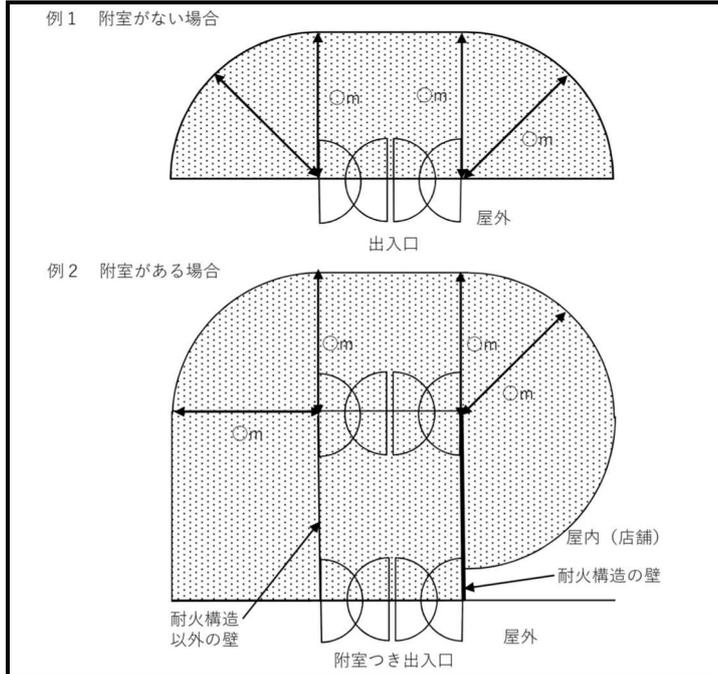
イ 消火能力単位が2以上の消火器具を置きます。(消火能力単位は、消火器具に表示されています。)

既に設けられている消火器具が、解除承認を受けようとする行為に対し、有効に使用できる状態で置かれている場合は、消火器具を新たに設ける必要はありません。

★2 「出入口から水平距離で0m以上離れていること」とは？

ア ここでいう出入口とは、公共の用に供する道路又は広場に面する出入口のことです。

イ 水平距離は次のとおりです。

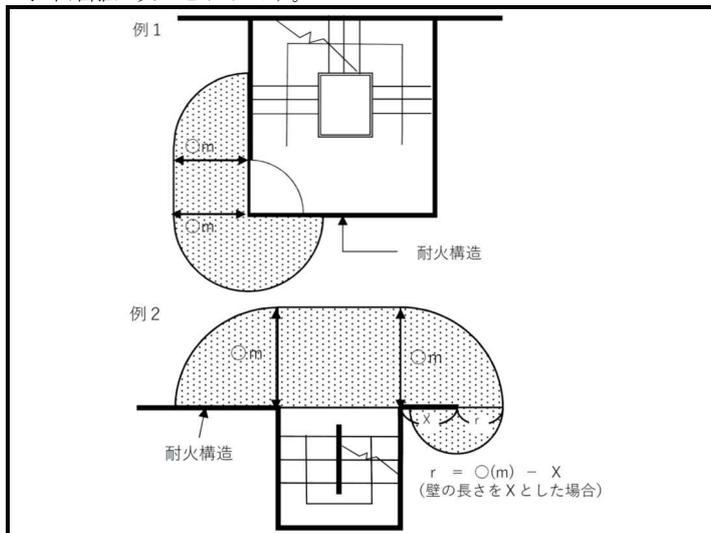


※ 裸火使用の場合は「耐火構造」を「不燃材料」に読み替えます。

★3 「階段等から水平距離で0m以上離れていること」とは？

ア ここでいう階段等とは、階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下のこと。

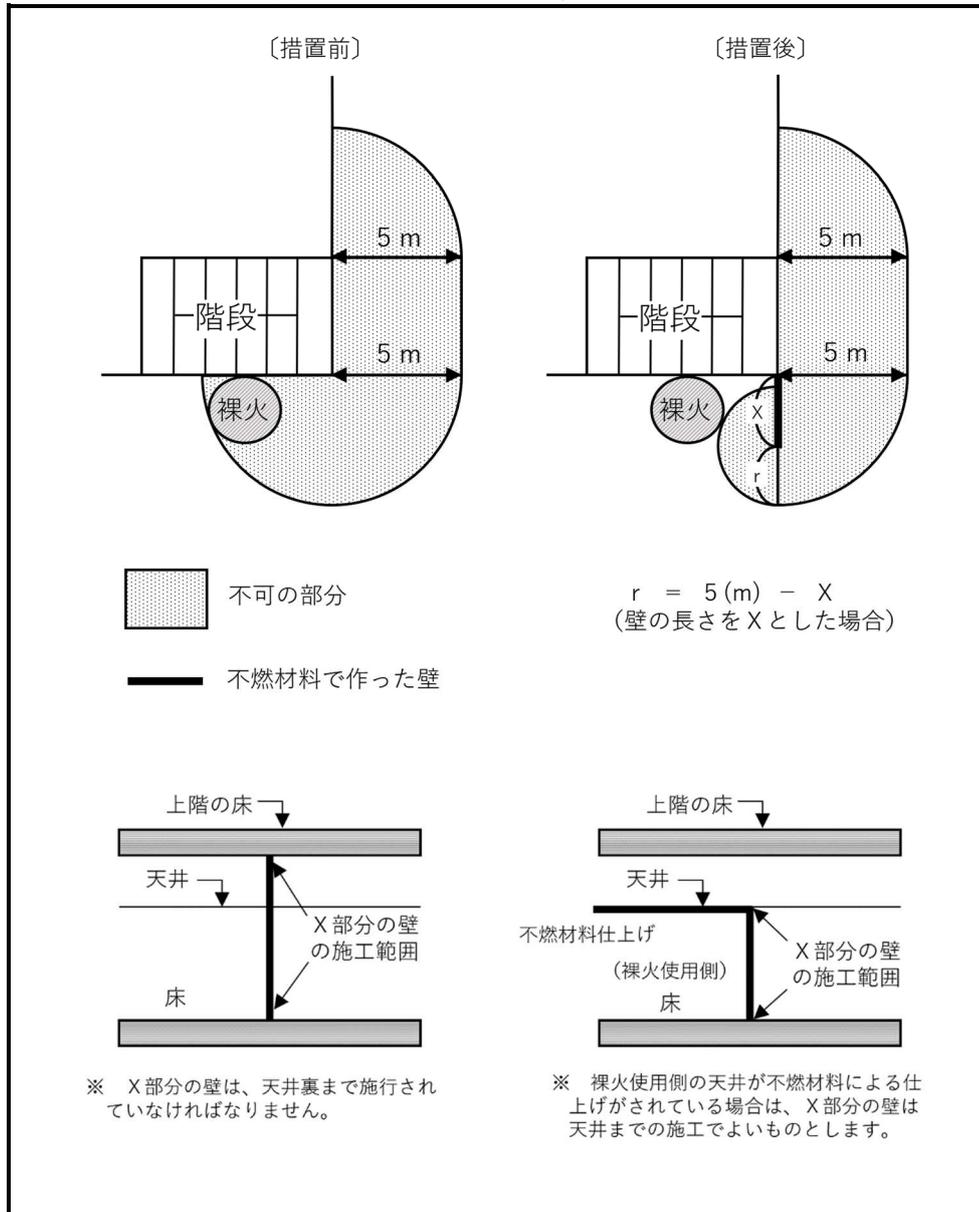
イ 水平距離は次のとおりです。



※ 裸火使用の場合は「耐火構造」を「不燃材料」に読み替えます。

★4 「不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

不燃材料で壁を造った場合は、次の例のようにとらえます。



不燃材料	ガラス、コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタル、石、石膏ボード(厚さ12mm以上)など、建基政令第108条の2に定める性能を有する建築材料(第3章、1、(3)参照)
------	---

★5 「易燃性の可燃物」とは？

紙類、ウレタンフォーム、化学繊維類など着火性が高く、燃焼速度の速いもの(少量で軽易なものを除く)をいいます。

少量で軽易なもの例として、メモ用紙、掲示物、キッチンペーパー、ふきん、発泡スチロール容器、プラスチックトレイ等が挙げられます。

裸火使用に伴う「危険物品その他の易燃性の可燃物からの距離」については、加工場等で使用する調理油を不燃性の容器又は収納箱に保管して取り扱う場合は不要です。

★6 「不燃材料で造ったつい立等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

次のような場合をいいます。

- ア 不燃性の収納箱に収納してある場合
- イ 安定した不燃性のつい立などで遮断されている場合
- ウ つい立の設け方

(ア) 大きさは、裸火の火炎及び熱（放射熱等）から危険物品その他易燃性の可燃物を防火上有効に遮断していること。

(イ) 危険物品その他易燃性の可燃物が、地震等より荷崩れした場合に裸火まで届かないこと。



不燃材料	ガラス、コンクリート、れんが、石綿スレート、モルタル、石、石膏ボード（厚さ12mm以上）など、建基政令第108条の2に定める性能を有する建築材料（第3章、1、(3)参照）
------	---

★7 「火災予防上安全な距離」とは？

条例で可燃物から確保しなければならない距離が決められている火気使用設備器具等の場合は、その距離を確保しなければなりません。

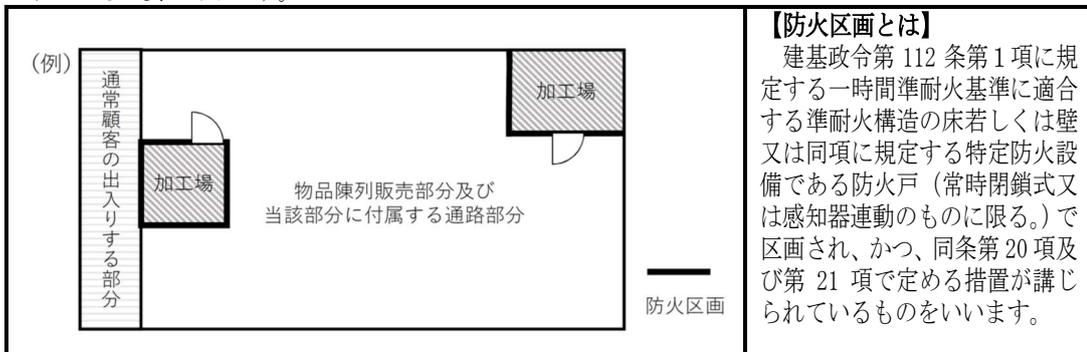


火気使用設備（厨房設備）

★8 大規模な百貨店等の売場における「売場外周部に隣接して防火区画されている」とは？

次の例のように、売場（第2章、第3節、1、(2)、アの売場）の外周に設けられるものをいいます。

また、大規模な百貨店等の売場で、危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行うために危険物品を持ち込む場合も、使用する場所は売場外周部に隣接して防火区画されている必要があります。



**【防火区画とは】**  
建基政令第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいいます。

★9 大規模な百貨店等の売場における「階ごとに1箇所」の規制とは？

大規模な百貨店等の売場で、気体燃料や固体燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場所や、危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を行う場所は、原則として

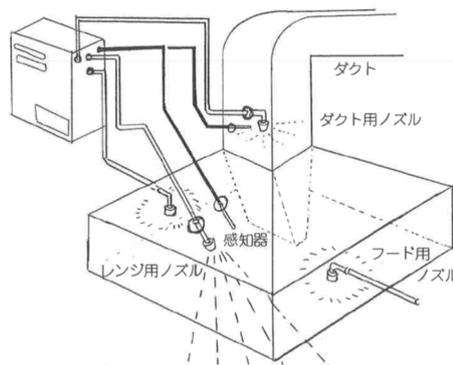
階ごとに1箇所しか設けることはできません。

★10 大規模な百貨店等の売場における「一団を1か所とみなす」ことができる場合とは？  
次のような場合をいいます。

<p>例1</p>	<p>① A、Bいずれも売場外周部であり、防火区画がなされている。 ② 面積は、<math>A+B</math>として算定する。 ③ 面積は150㎡以下である。</p>
<p>例2</p>	<p>① A、Bいずれも売場外周部であり、防火区画がなされている。 ② 面積は、<math>A+B+B'</math>として算定する。 ③ 面積は150㎡以下である。</p>
<p>例3</p>	<p>① A、Bいずれも売場外周部であり、防火区画がなされている。 ② 面積は<math>A+B+C</math>として算定する。 ③ 面積は150㎡以下である。 ④ Cの面積がAとBの合計より小さい。 ⑤ A、Bの開口部間の水平距離が5m以内である。</p>

★11 大規模な百貨店等の売場における「フード用等簡易自動消火装置」とは？

厨房機器からの火災による延焼を防止するため、レンジ、フード、ダクト内等に設置され、火気を確認すると自動的に消火する装置で、条例第3条の2第1項第3号ハで定めている「排気ダクトへの火炎の伝送を防止できる装置（火炎伝送防止装置）」をいいます。



★12 「ガス漏れ早期発見のための装置」とは？

単体型のガス漏れ警報器も含まれます。なお、この場合、装置の設置位置については、省令第24条の2の3第1項第1号の規定に準じて設置されているか、ガス漏れ警報器のメーカーが示した設置仕様書に基づいて設置されていなければなりません。

金属管、金属可とう管又は強化ガスホースによる施工で立消え安全装置が備え付けられている火気使用設備器具は、ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されているものとして取り扱われます。

★13 「耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合」とは？

★4と同様の方法で壁を「耐火構造」とした場合をいいます。

★14 「可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）」とは？

「高圧ガス保安法第3条第1項第8号及び高圧ガス保安政令第2条第3項第8号の規定に基づき、高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」をいいます。

(例) 高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス



(例) 高圧ガス保安法が適用される容器入りの可燃性ガス



百貨店等（直接屋外に開放された催事場等は除く。）では解除承認できません。

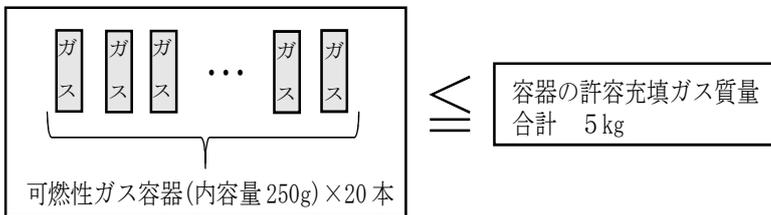
★15 「容器の許容充填ガス質量の合計が5kg以下であること（容器の個数は問わないものとする。）」とは？

容器の許容充填ガス質量とは、可燃性ガス容器ごとに定められた充填圧力でガスを充填した際のガス質量をいいます。

一般的には、可燃性ガス容器に内容量（NET）と表示されています。

また、容器の個数に制限はありません。

【例】内容量が250gの可燃性ガス容器であれば、20本まで持ち込むことができます。



## 第2章 第3節 百貨店等

### (3) 申請上の留意事項

ア 裸火使用にあたる液体燃料を熱源とする火気使用設備器具等は、屋内では解除承認を受けることができません。

解除承認を受けられるのは、通常顧客の出入りする部分（催事場等）で、屋上などの直接外気に開放された部分のみです。

イ 解除承認の期間は原則として1年未満ですが、火気使用設備器具等を使用する行為又は危険物品を持ち込む行為の場合には、1年以上（最長で承認日から10年）とすることができます。この場合、申請は申請場所ごとに行います。

機器の変更や行為者の変更等、承認申請時の内容と異なる事案が発生した場合には新たな申請が必要となります。

Q1 百貨店の売場の一部に、小規模なイートインスペースを併設した店舗がある場合、百貨店又は飲食店のどちらの規制を受けますか。

A 持ち帰り用の販売が主体の店舗であれば「百貨店」、飲食の提供が主体の店舗であれば「飲食店」として規制します。

Q2 夜間などの営業時間外において、百貨店の売場で改装工事に伴う禁止行為を行う場合、規制を受けますか。

A 営業時間外の行為については規制を受けません。

Q3 百貨店の売場で香や線香を焚きたいのですが、禁止行為にあたりますか。

A 「裸火使用」になるので、禁止行為にあたります。

ただし、次の条件を満たしている場合は、「裸火使用」としてとらえられません。

- ① 香、線香等を不燃性の香炉等で使用している。
- ② 香炉等を安定性のある場所に設置している。



香



線香

Q4 手指消毒用アルコールは危険物品に該当しますか。

A 危省令第1条の3第4項において、アルコール含有量が60%以上のものは危険物（第4類アルコール類）とされていることから、アルコール含有量が60%以上の手指消毒用アルコールの場合は危険物品に該当します。

※ アルコール含有量は重量パーセントで判断します。

（品名から除かれるもの）

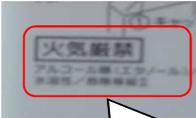
危省令第1条の3（抄）

4 法別表第1備考第13号の組成等を勘案して総務省令で定めるものは、次のものとする。

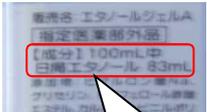
- (1) 1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和1価アルコールの含有量が60%未満の水溶液
- (2) 可燃性液体量が60%未満であって、引火点がエタノールの60%水溶液の引火点を超えるもの（燃焼点（タグ開放式引火点測定器による燃焼点をいう。以下同じ。）がエタノールの60%水溶液の燃焼点以下のものを除く。）

(例) 手指消毒用アルコール1





**火気厳禁**  
アルコール類 (エタノール) /  
水溶性/危険等級II



**【成分】** 100ml 中  
エタノール 83ml

- ・ アルコール含有量が重量パーセント換算で約 79%であるため、第4類アルコール類である。(危険物品該当)

---

(例) 手指消毒用アルコール2



**火気注意**  
エタノール濃度 : 55.0w/w%

- ・ アルコール含有量が重量パーセントで 55%であるため、第4類アルコール類ではない。(危険物品非該当)

#### 4 全面的に禁煙にする場合の措置

全面的に禁煙にする場合は、第1章、第5節、2「全面的に禁煙にする場合の措置」の措置を行う必要があります。

#### 5 喫煙所の設け方

喫煙が禁止される指定場所以外の部分がない百貨店等に設ける喫煙所は、売場以外の場所に設けてください。

また、喫煙所は、常に喫煙所の設置基準に合った安全な状況が維持されるよう、管理されなければなりません。

第1章、第5節、4「適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所とは」の基準を遵守するとともに、次の点に留意してください。

- (1) 百貨店等の場合、売場や通常顧客の出入りする部分での喫煙が禁止されていますので、顧客、入場者及び利用者に分かりやすいように喫煙所の案内表示を設けたり、館内放送を行うなどして、禁煙場所の徹底と「喫煙所」の周知を図る必要があります。
- (2) 施設の管理者等は、すべての従業員に喫煙所の設置の目的について十分説明を行い、理解を得たうえで、実効性のある喫煙所の管理を心がけなければなりません。
- (3) 間仕切りなどは、震災時に周囲の商品などの可燃物が喫煙所内に転倒落下しないよう固定され、かつ、十分な高さのものとします。

